

## 千歳市屋内型こどもの遊び場整備業務委託仕様書

### 1 業務名

千歳市屋内型こどもの遊び場整備業務

### 2 業務の目的

本業務は、屋内型こどもの遊び場（以下「遊び場」という。）を設置することにより、遊具等を通じた運動及び多様な遊びを提供し、並びに子育てに関する相談支援等を行うことで、こどもの心身の健やかな成長を図り、市民が安心して子育てができるまちづくりを推進することを目的とする。

### 3 本市が遊び場に求める役割

遊び場の設置に当たっては、本市が抱える子ども・子育て施策に関する課題や教育・保育に対する考え方・方向性等を念頭に、次の役割を求めるものとする。

#### （1）こどもの体力・運動能力の向上

「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要」によると、本市の小学生の体力合計点は前年度及び全国平均を下回っているため、こどもの健やかな身体の育成の観点においては、早い時期から積極的に運動に取り組む意欲を育てることが重要である。一方で近年は、冬季のほか夏季においても熱中症対策の観点から屋外活動・外遊びが制限されやすい傾向にあり、こどもが思い切り身体を動かせる機会が減少している。

このことから、天候にかかわらず安全に楽しく遊ぶことができる場を整備することで、年間をとおした運動習慣の定着を図り、こどもの体力・運動能力の向上を目指す。

#### （2）幼児期に育成が求められる資質・能力の向上

保育所保育指針及び幼稚園教育要領において、生きる力の基礎を育むため、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を一体的に育むよう努めるものとされており、これら3つは小学校学習指導要領でも偏りなく習得・育成を実現していくよう明記されている。

このことから、こどもが自ら遊びの中の経験を通じて、「何かに気付いた、発見した」上で、その気付いたことや発見したことを使って「どのように考えて、表現するのか」といった能力の向上が図れるほか、こどもの好奇心・探求心・がんばる力等を育める場を提供する。

#### （3）地域における子育て世代への支援

本市には、転入者が多いという地域特性があることや、核家族化が進展していることにより、子育て中に孤独感を感じる世帯の増加が懸念されている。特に

遊び場を設置しようとする地域周辺では、民間の子育て支援センターが1か所（勇舞）あるが、利用者支援専門員が配置されておらず、子育て支援体制の一層の充実が必要である。

このことから、遊び場が単にこどもが遊ぶだけの場所ではなく、伴走型の子育て支援や子育て世帯同士の交流を図りやすい場とすることで、安心して子育てができるまちづくりを推進する。

#### 4 契約期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

※ 工期内に必ず検査・引渡しを行うこと。

#### 5 施設の概要

施設名称	所在地	床面積 (占有部分)	天井高
ちとせモール2階の一部	千歳市勇舞8丁目1番1号	987.21㎡ (298.6坪)	3.3m

※ 千歳市が商業施設所有者と定期借家契約を締結し賃借する。

※ 整備区画を示した図面（平面図）は、プロポーザルへの参加を検討する事業者にのみ提供するため、以下のメールアドレス宛てに連絡すること。

【連絡先】 [kodomoseisaku@city.chitose.lg.jp](mailto:kodomoseisaku@city.chitose.lg.jp)

※ 現地確認が必要な場合は、あらかじめ、ちとせモール管理センター（電話番号：0123-22-8831）へ連絡すること。

#### 6 施設機能等

施設機能	【こども広場】遊具等を通じた子どもの運動及び遊びの場を提供する。 【相談コーナー】子育てに係る相談及び情報を提供する。
対象	0歳～小学6年生のこども及びその保護者・付添人（18歳以上）
開館時間	10時00分～17時15分（クール制（1クール90分）を採用する。）
利用料	市民1クール300円（保護者150円）、市外1クール600円（保護者300円） ※0・1歳児の利用及び相談コーナーのみの利用は無料
想定 利用定員	1クール当たり親子合わせて200人
休館日	【こども広場】毎週月曜日、年末年始（12/31～1/2） 【相談コーナー】毎週月・火曜日、年末年始（12/29～1/3）

#### 7 業務内容

##### （1）設計業務

- ・遊び場の遊具等の設計

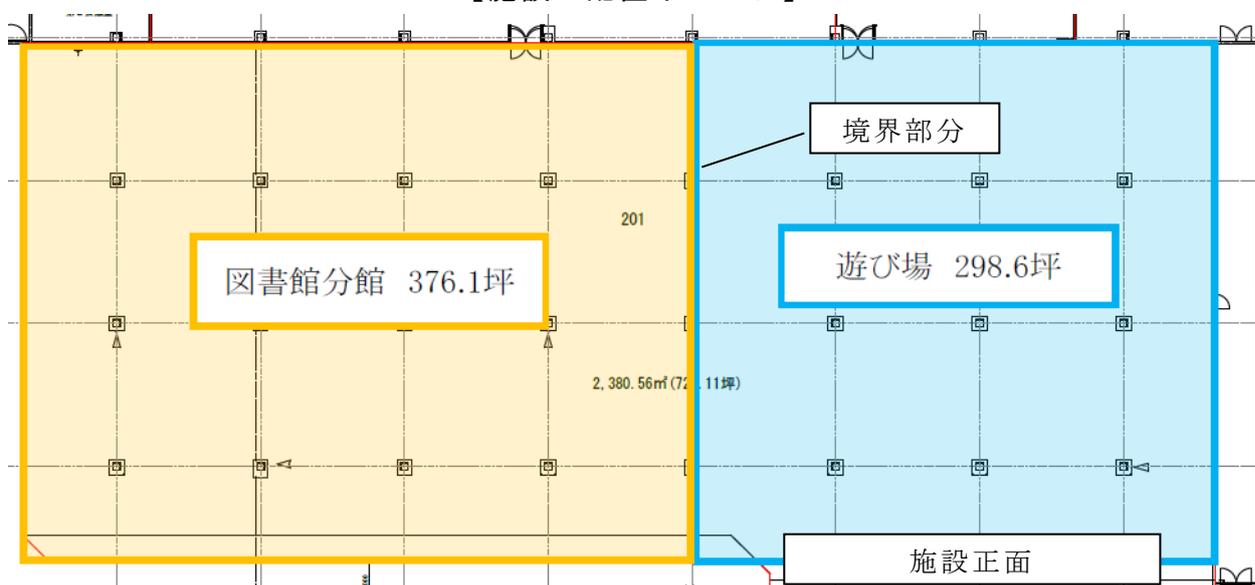
- ・遊び場の造作の設計
- (2) 施工業務
- ・遊び場の遊具等の設置、造作の施工
- (3) その他関連業務
- ・上記に関連し必要となる準備、調整、手続き等

## 8 各業務の詳細

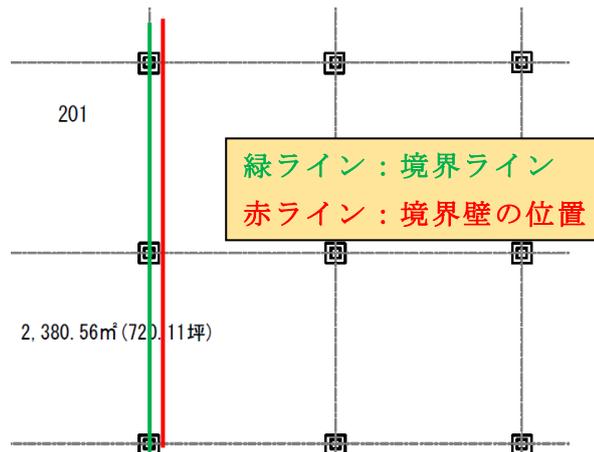
### (1) 全体事項

遊び場に隣接する形で、図書館分館（図書機能及び中高生のサードプレイス）を別に整備する予定であることから、施設としての一体感を生み出すため、次の点に留意すること。

【施設の配置イメージ】



- ① 遊び場区画の施設正面については、保護者目線において遊び場全体を視認できる程度の高さ（1 m50cm程度）の壁で仕切ることとした上で、図書館分館が隣接していることを踏まえた親和性にも一定の配慮をすること。
- ② 両施設の境界については、保護者目線において施設一体を視認できる程度の高さ（1 m50cm程度）の壁とすること。また、境界壁の色調については、図書館分館との調和を図るため、両施設の全体像が判明次第、市及び図書館分館の整備事業者とも協議の上で決定することから、あらかじめ留意しておくこと。
- ③ 両施設の境界ラインには支柱が3本あることから、境界壁は支柱の中心を被らせずに遊び場側に寄せた位置で設置すること。



- ④ 両施設で運営形態が異なる（有料・無料の別など）ため、施設間を境界で行き来できるような設計とはしないこと。
- ⑤ その他、図書館分館の概要等については、下記担当まで問い合わせること。

【問い合わせ先】

教育委員会教育部文化施設課文化施設係  
 電話番号：0123-24-3131（内線553/554）

（2）設計業務

- ① 設計に当たり、「3 本市が遊び場に求める役割」で掲げる内容を踏まえた施設全体のテーマ（基本理念）を設定すること。
- ② 遊び場（こども広場）には次の3つのゾーンを設けるものとし、全体テーマ（基本理念）を実現するためのコンセプトを各ゾーンごとに設定すること。また、安全性に配慮したゾーニングとすること。

区分	遊び等の内容
ベビーゾーン	概ね0歳～2歳程度のこどもが安全に遊べるエリア
動のゾーン	「走る」「登る」「くぐる」など、こどもの基礎的な体力や運動能力の向上を促すアスレチック遊具エリア
静のゾーン	こどもの知識・技能や、思考力・判断力・表現力等の育成に効果的な遊びができるエリア

- ③ 遊び場のシンボルとなるような、視覚的にも楽しめる複合遊具を設置すること。
- ④ 遊び場としての機能を確保した上で、千歳のまちの特色や文化・歴史を感じられるように、設計に当たっては工夫を凝らすこと。
- ⑤ 遊び場内に授乳室及びおむつ替えスペースを設置することとし、授乳室については2部屋設置すること。また、授乳室及びおむつ替えスペースはプライバシーや安全性に配慮したスペースとすること。

なお、授乳室及びおむつ替えスペースは、図書館分館との境界と接する位置には設置しないこと。

- ⑥ 遊び場内に開放的な休憩スペースを設けること。また、休憩スペース内には絵本を読んでくつろげる区画を設けること。
- ⑦ こども広場の対象年齢は0歳～小学6年生と幅広く設定しているため、各年齢層のこどもが多様に遊ぶことができるように、ゾーニングや遊具の設計に当たっては配慮すること。
- ⑧ 親子の運動遊びに係るイベントや各種講座等、施設の運営事業者が様々な企画や使い方ができるような一定のスペースを確保すること（親子10組程度を対象としたイベント等が開催できる広さを想定している。）。なお、イベント時等以外は、移動可能な遊具等を配置して遊び場として使用できるような設計とすることは差し支えない。
- ⑨ 相談コーナーについては、遊び場の一面（広さは40㎡程度を想定）に設けること。また、多様な相談を受けることを想定し、相談コーナーの中にプライバシーに配慮された相談室（広さは10㎡程度）を設けること。
- ⑩ 遊び場内の一面に事務室を設けること。事務室の広さは、最大で職員4～5名程度が同時に事務作業に従事でき、書類保管用のキャビネット（2台程度）及び職員用ロッカーを設置可能な程度を確保すること。
- ⑪ 多様なこども・子育て世帯が利用することを想定し、誰もが安心・安全に遊ぶことができるインクルーシブに配慮した設計とすること。
- ⑫ ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した設計とすること。
- ⑬ 保護者等のための見守りベンチ等をこどもの目が届く場所へ適宜設置すること。
- ⑭ 死角が少なく見通しのよい空間となるよう配慮すること。

### （3）施工業務

- ① 設置する遊具等については、法令及び遊具の安全基準に準拠したものとすること。
- ② 遊具・玩具等については、口に入れても安全な素材を使用するほか、誤嚥窒息を予防する大きさとする。
- ③ 耐久性に優れ、交換や補修が容易な維持管理性・更新性等のランニングコストに配慮した遊具・玩具とすること。
- ④ 床面及び壁面については、こどもが遊び場を利用する際に転倒・接触等が想定される範囲についてクッション性のある素材で覆うなど、安全性を確保すること。また、相談コーナーの床面についても、同様にクッションフロア等で覆うこと。
- ⑤ 配置する遊具等については、必要に応じて固定すること。ただし、アンカー等により施設に直接改良等を行う場合については、施工方法について下記施設管理者と直接協議の上、その結果について企画提案の中で千歳市に報告すること。

#### 【協議先】

ちとせモール管理センター（電話番号：0123-22-8831）

- ⑥ 遊び場の出入口に、受付カウンターを設置すること。設置に当たっては、利用者の動線を考慮した配置とすること。
- ⑦ 出入口付近に、1クール当たりの利用定員（親子200人）から想定される程度のベビーカーや車いす等を置けるスペースを設けること。
- ⑧ 各ゾーンは下足利用とするため、出入口付近に、1クール当たりの利用定員（親子200人）分の靴が収納できる程度の靴箱を設置すること。
- ⑨ 出入口付近に、1クール当たりの利用定員（親子200人）分の荷物を収納できる程度の鍵付きロッカーを設置すること。
- ⑩ 相談コーナー利用者専用の入口を、遊び場の入口とは別に設けること。また、受付カウンターを設置すること。
- ⑪ 遊び場の入口に次の看板を設置すること。
  - (1)市が別に定める遊び場の愛称を記したメイン看板
  - (2)全体の配置がわかる案内図
  - (3)利用対象、開館時間、利用料、利用定員、休館日等を示す案内版なお、(2)の全体案内図の設置に当たっては、多様な子ども・子育て世帯が利用することを踏まえ、光や音などの感覚情報を表示した内容（センサリーマップ）とすること。
- ⑫ 遊び場の各ゾーン（授乳室等のスペースを含む）には、遊び方やルールを可視化したサインを設置するものとし、その内容については、子どもでも読みやすく、理解しやすい表現となるよう配慮すること。
- ⑬ 遊び場（相談コーナーの入口箇所を除く）の周囲については、防犯面・安全面に配慮した高さ（2m程度）の壁等により仕切ること。ただし、遊び場の様子を外側からも目視できるように、腰高以上はアクリル張りとするなど仕様については工夫すること。
- ⑭ 利用する子どもの見守りや施設内の監視に対する効果が発揮できるように、レイアウト設計に応じた位置に防犯カメラを設置すること。
- ⑮ 利用料金は券売機を設置し徴収する予定であるため、券売機用のコンセントを遊び場の入口付近に設けるほか、遊び場及び相談コーナーの受付カウンター付近並びに遊び場の事務室内に、事務作業・受付用のパソコンや複合機、その他システムの利用のために必要と想定される数のコンセントを設けること。

## 9 市民ニーズ（アンケート結果）について

遊び場の整備検討に当たり、求める遊具・機能等について市民アンケートを実施しているため、その結果については設計・施工の検討に当たっての参考とし、提案に極力反映させるよう努めること。

## 10 設計・施工に関する留意事項

本業務に関しては、商業施設の一部を賃借して整備するものであり、設計・施工

に当たっては、建築基準法、消防法等、関連法令を遵守し、建物の安全性を十分に確認した上で進めることはもとより、施設所有者の定める各種規定を遵守した上で進めていただく必要があることから、次の点に留意すること。

- 設計・施工に当たっては、商業施設全体の調和、品位及び美観の維持に配慮すること。
- 建築基準法及び消防法上で必要となる設備（スプリンクラー、自動火災報知設備、避難口、消火器、非常口サイン等）を備えること。また、千歳市消防本部への必要な届け出は、施設所有者が指定する設計事務所が行うため、関係書類を施設所有者に提出すること。  
なお、スプリンクラー及び自動火災報知設備の設置が必要となる場合、施工は施設所有者の指定業者が対応するため、施設所有者と直接協議すること。
- 施工30日前までに、工事の設計書及び仕様書等を本市から建物所有者に提出し、施工に関しての承認を得る必要があるため留意すること。
- 施工作业に当たっては、施工範囲に仮囲いを設け、関係者以外を立入禁止とするなど安全管理の徹底を図ること。
- 同時期に隣で図書館分館が整備されることから、お互いの施工に影響が生じないように、図書館分館の整備事業者と調整を図ること。
- 営業時間内（9時～21時）の内装等の工事に当たっては、一般客の迷惑とならないように十分に注意すること。
- 相当な騒音や臭気を発する作業や大型物品の搬入は、夜間帯（22時～翌8時）のみ作業可能であり、別途警備員の配置等に係る警備料金が発生するため、想定される費用は業務委託料に含めること。また、これら警備に関しては、商業施設指定の警備会社に対応するため、必要に応じて商業施設側と調整すること。

**【警備料金】 5,500円／1時間**

- 施工中に、商業施設に損害を与えた場合は、直ちに千歳市に報告し、受託者の責務において速やかに修繕すること。
- 受託者（施工事業者）は、自らの負担により、建設工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険、労災保険等、必要と考えられる保険に必ず加入すること（証券の写しを商業施設の管理者に提出する必要がある。）。
- その他、商業施設側が定める設計・施工に係る指針書の内容に従うものとし、施設管理者から指針に基づく指示があった場合は適切に対応すること。

## 11 施工中の留意事項

- 遊具・備品等の納品に係る運搬費用、組立等に要する費用は、全て受託者の負担とする。
- 遊具・備品等の搬入時、損傷のおそれがある製品は、適切な方法で養生して作業を行うこと。

- 遊具・備品等の納品に際して発生したごみ等は、受託者が処置及び清掃を行うこと。
- 廃棄物の処分に当たっては、法令に基づき適切に処理し、不法投棄など第三者に損害を与えることがないよう受託者の責務において実施すること。

## 12 積載荷重について

施工場所の床の積載荷重は、 $2,900\text{N}/\text{m}^2$  ( $295\text{kg}/\text{m}^2$ ) であるので、これを超える荷重は行わないこと。また、設計する遊具等の荷重は、遊び場の利用者の重量（施設定員である親子200人を想定すること）を考慮したものとする。

なお、積載荷重が規定値以内に収まっているか、建築確認申請に係る北海道との事前協議が必要となるため、契約締結後（本業務委託が議決案件となる場合は、仮契約締結後）に速やかに、整備業務において床に設置する全ての備品（遊具以外の物品を含む）の重量がわかる一覧表を市に提出すること。

## 13 建物の用途変更に係る手続きについて

今回、市が賃借する商業施設において遊び場を設置するに当たり、工事を行う前段として、北海道へ建物の用途変更に係る建築確認申請を行う必要があることから、次の点に留意すること。

- 建築確認申請は、施設所有者指定の設計事務所が行うため、千歳市と本業務委託に係る契約を締結後、申請に必要な図面等を作成し、速やかに施設所有者又は施設所有者指定の設計事務所に提供すること。
- 本業務委託に係る遊具等の備品相当経費が5千万円以上（税込み）となる場合は、議決案件となるため、本契約の前段に仮契約の締結が必要となるが、建築確認申請に必要な図面等は本契約を待たずに、仮契約を締結した後に速やかに作成の上、市に提供すること。

### 【建築確認申請に必要な図面等】

- ・平面図（間仕切りの位置がわかるもの）
- ・整備区画の内部仕上表

※その他、北海道との事前協議後に追加で図面の提出を求める場合がある。

- 用途変更に当たっては、用途変更を行う施設所有者指定の設計事務所と現場監理に係る打合せ（現地確認含む）が必要となるため留意すること（現場施工前、施工中、施工後の3回程度を想定するが、実際の打合せ回数は施設所有者指定の設計事務所と調整すること。）。

## 14 工事の着工時期について

工事の着工（内部造作）については、建物の用途変更に係る確認済証の交付を北海道から受けた後に可能となるため、時期の見通しが立ち次第、市から受託者に連絡する。

なお、遊具・整備資材の発注に関しては、確認済証の交付前でも着手可能とし、こちらの時期についても市から連絡する（令和8年8月頃の予定）。

## 15 納品書類

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 完了通知書          | 1部 |
| (2) 竣工図書（完成図）      | 2部 |
| (3) 実施設計図書（遊具含む）   | 2部 |
| (4) 完成写真（複数点）      | 2部 |
| (5) 遊具等の管理マニュアル    | 2部 |
| (6) 遊具等の保証書        | 1部 |
| (7) 上記電子データ        | 1部 |
| (8) その他本市が必要と認めるもの |    |

## 16 その他

- (1) 本業務で設置した遊具・玩具・備品等については、市に帰属する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、市と協議の上、決定すること。